

財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンター 事業に関する規則

(平成10年10月1日規則第1号)

| | | |
|----|------------|-------|
| 改正 | 平成11年9月22日 | 規則第1号 |
| 改正 | 平成17年1月26日 | 規則第1号 |
| 改正 | 平成18年7月28日 | 規則第1号 |
| 改正 | 平成19年1月29日 | 規則第3号 |
| 改正 | 平成19年3月28日 | 規則第4号 |

目次

| | |
|-----|----------------------------|
| 第1章 | 総則（第1条－第2条） |
| 第2章 | 利用会員（第3条－第11条） |
| 第3章 | 調査研究事業（第12条） |
| 第4章 | 各種研修会等事業（第13条） |
| 第5章 | 情報提供事業（第14条） |
| 第6章 | 勤労者福祉事業 |
| 第1節 | 在職中の生活安定に関する事業（第15条－第33条） |
| 第2節 | 健康維持増進に関する事業（第34条） |
| 第3節 | 老後生活の安定に関する事業（第35条） |
| 第4節 | 自己啓発・余暇活動に関する事業（第36条－第37条） |
| 第5節 | 財産形成に関する事業（第38条） |
| 第7章 | その他の事業（第39条） |
| 第8章 | 雑則（第40条－第41条） |
| 附則 | |

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、財団法人東村山市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）寄附行為第4条の規定に基づき、センターの事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員数が300人（商業、サービス業にあっては50人以下）以下の法人又は個人の事業所をいう。
- (2) 中小企業勤労者 東村山市（以下「市」という。）内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び市内に居住し、市外の中小企業に勤

務する勤労者並びにこれらに準ずる市民をいう。

(3) 利用会員 寄附行為第41条に規定した掛金負担者で、第3条に定める資格を有し、かつ第4条の規定に基づく承認を得た者をいう。

(4) 事業所 事業所統計調査規則（昭和56年総理府令第26号）第5条により調査の対象となる事業所をいう。

第2章 利用会員

（利用会員の資格）

第3条 利用会員となることができる者は、次に各号の一に該当する者とする。

- (1) 東村山市内の中小企業に勤務する勤労者及びその事業主
- (2) 東村山市内に居住し、東村山市外の中小企業に勤務する勤労者
- (3) その他理事長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は利用会員になることができない。

- (1) 季節的業務等に期間を定めて雇用されている者
- (2) 臨時に雇用されている者、又はこれに準ずる者
- (3) 加入時に14日以上 of 休業、安静加療をしている者、又は14日以上 of 休業、安静加療を要すると診断されている者
- (4) 第10条により除名された者（除名された後1年間を経過した者で、同条の行為をするおそれがないと認められる者は除く。）
- (5) 前各号に定める者のほか、理事長が不相当と認めた者

（入会手続）

第4条 利用会員になろうとする者は、次に掲げる区分に従い、関係書類、入会金及び会費を添えて、理事長に入会届を提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号に掲げる者の入会は、事業所を単位として行う。

(2) 前条第1項第2号に掲げる者の入会は、個人を単位として行う。

2 理事長は、入会を承認したときは、利用会員証を交付する。

（資格の発生）

第5条 利用会員の資格は、次の各項を除いて、前条の入会手続きを完了した日から発生する。

2 第15条に規定する給付事業は、入会手続きを毎月21日までに完了した場合は、翌月1日の午前零時から発生し、22日から末日までに完了した場合は、翌々月1日の午前零時から発生する。

3 第33条に規定する生活資金融資あっせん事業は、入会手続きを完了した日から、3月を経過した日から発生する。

（入会金及び会費）

- 第6条** 入会金は1人500円、会費は1人月額400円とする。
- 2 会費の納入は、利用会員資格の発生した日の属する月から退会日の属する月までとし、各四半期開始月の末日までに当該四半期分の会費を前納するものとする。
- 3 納入された入会金及び会費は、原則として返還しない。ただし、前項の規定により会費を前納した後に退会した場合は、退会届の提出された日の属する月の翌月以降に相当する会費を返還することができる。
- 4 理事長は、第2項に定める日までに会費が納入されない場合は、当該会員に対して会費の納入を督促しなければならない。
(資格の喪失)
- 第7条** 利用会員が次の各号の一に該当するときは、利用会員の資格を失う。
- (1) 第3条に掲げる利用会員資格を失ったとき
- (2) 会費の滞納が3か月を越えたとき
- (3) 利用会員より退会の申し出があったとき
(退会届)
- 第8条** 利用会員は、次の各号の一に該当するときは、利用会員証を添えて、理事長に退会届を提出しなければならない。
- (1) 第3条に掲げる利用会員資格を失ったとき。
- (2) 前号以外の理由により退会しようとするとき。
(変更の届出)
- 第9条** 利用会員又は利用会員の勤務する事業所は、提出した入会届に変更が生じたときには、変更届を提出しなければならない。
(除名)
- 第10条** 利用会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の議決により除名することができる。
- (1) センターの事業を妨げる行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により、センターから利益を受けようとしたとき、又は受けたとき。
- (3) センターの寄附行為及びこの規則に違反し、又は信用を失わせるような行為をしたとき。
- 2 前項の規定により利用会員を除名するときは、理事会において議決をする前に当該利用会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事会において除名することを議決したときは、当該利用会員に理由を付した文書で通知しなければならない。その議決により当該利用会員は、ただちにその資格を喪失する。
(受益の制限)
- 第11条** 利用会員が、第6条第2項の規定に従って会費を前納しないときは、利用会員の受益の全部又は一部を制限することができる。

第3章 調査研究事業

(調査研究事業)

第12条 勤労者福祉の総合的な事業を実施するため、労働環境、余暇施設、余暇活動及び福利厚生等に関する調査研究を行う。

第4章 各種研修会等事業

(各種研修会等事業)

第13条 中小企業勤労者の要望に応じた勤労者福祉に関する各種研修会等の事業を実施する。

第5章 情報提供事業

(情報提供事業)

第14条 中小企業勤労者の要望に応じた勤労者福祉に関する情報及びセンターで実施する各種事業の情報を提供する。

第6章 勤労者福祉事業

第1節 在職中の生活安定に関する事業

(給付事業)

第15条 在職中の生活安定のため第15条から第31条の規定に基づき、利用会員及びその家族を対象とした給付事業を実施する。

2 給付事業は理事長が理事会の承認を得て、財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（以下「全労済協会」という。）と慶弔（自治体提携用）共済契約を締結して実施する。

3 給付事業は、第15条から第31条に定めるもののほか、必要な事項は全労済協会の共済金給付認定基準等による。

(給付の種類及び金額)

第16条 給付の種類及び金額は、別表第1に定めるところによる。

(結婚祝金)

第17条 利用会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。

2 結婚とは、法律上の婚姻をいう。

(出生祝金)

第18条 利用会員に子が出生したときは、出生祝金を支給する。

2 死産・流産及び早期新生児死亡（14日以内）は、前項の給付対象に含まれないものとする。

3 多児出産の場合は、1児につき1件とする。

(就学祝金)

第19条 利用会員の子が小学校に入学したときは、就学祝金を支給する。

第20条 削除

第21条 削除

(傷病見舞金)

第22条 利用会員が同一傷病により連続して14日以上休業したときは、その日数に応じて傷病見舞金を支給する。

(住宅災害見舞金)

第23条 利用会員の居住する建物が、火災等又は自然災害によって損害を受けたときは、住宅災害見舞金を支給する。

2 利用会員が居住する建物とは、現に利用会員が居住している部分をいい、非居住部分(貸間、店舗、作業場等)は除く。

3 第1項の火災等又は自然災害により、利用会員と同居する親族(利用会員の配偶者又は6親等内の血族もしくは3親等内の姻族。)が死亡したときは、同居親族死亡弔慰金を支給する。

(重度障害見舞金・障害見舞金)

第24条 利用会員が、交通事故又は不慮の事故等により労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)別表第1に定める身体障害の状態となった場合は、重度障害見舞金・障害見舞金を支給する。

(死亡弔慰金)

第25条 利用会員が死亡したときは、死亡弔慰金を支給する。

2 利用会員の配偶者、利用会員の親(実父母、義父母、養父母、継父母を含む。)及び子(実子、養子、継子を含む。)が死亡した場合は、死亡弔慰金を支給する。

3 妊娠7月以上の死産及び利用会員の子が出生して14日以内に死亡した場合は、死亡弔慰金を支給する。

4 利用会員が死亡したとき支給する給付金受取人の範囲及び順位は次によるものとする。

(1)利用会員の配偶者

(2)利用会員の子

(3)利用会員の父母

(4)利用会員の孫

(5)利用会員の祖父母

(6)利用会員の兄弟姉妹

5 前項の給付金受取人が、同順位に2人以上あるときは代表者1名を定め、その代表者が他の給付金受取人の代表とする。

(効力の発生)

第26条 第16条に規定する給付金は、センターに入会した日が毎月21日までの場合は、翌月1日の午前零時以降に発生した事由に対して支給し、22日から末日までの場合は、翌々月1日の午前零時以降に発生した事由に対して支給する。

(支給の制限等)

第27条 第22条から第25条までの規定に基づく給付金は、その発生原因が給付金受取人及び利用会員の故意又は重大な過失による場合は、支給しない。

2 第24条及び第25条の規定に基づく給付金は、その発生原因が前条の効力の発生から1年以内の自殺行為による場合は、支給しない。

(給付の請求)

第28条 給付金の支給を受けようとする者は、別表第2に定める書類を添付して、理事長に対して、共済給付金申請書兼共済証明書を提出しなければならない。

2 給付の請求は、給付事由が発生した日から2年以内に行わなければならない。

(給付の決定)

第29条 理事長は、給付の請求のため提出された書類を審査し、給付を決定したときは、給付金支給決定通知書により通知し、給付金を支払う。

ただし、各種祝金、傷病見舞金、死亡弔慰金（利用会員の死亡は除く。）の給付決定については、給付金支給決定通知書を省略することができる。

2 理事長は、給付の請求のため提出された書類を審査し、給付しないこととした場合は、給付不承諾書により、速やかに通知する。

(給付金の返還)

第30条 理事長は、偽りその他不正行為により給付金の支給を受けた者がいるときは、その給付金を返還させることとする。

(異議の申立て)

第31条 利用会員は、給付の決定に関して疑義があるときは、給付金支給決定通知書又は給付不承諾書受領後60日以内に、書面をもって理事長あて異議の申立てをすることができる。

(理事会での協議)

第32条 次の各号に掲げる場合は、理事会で協議のうえ決定する。

(1)前条の異議申立てがあったとき。

(2)その他この規則の運用に関し疑義が生じたとき。

(生活資金融資あっせん事業)

第33条 在職中の生活安定を図るため、利用会員に対して、生活に必要な資金の融資あっせん事業を行う。

第2節 健康維持増進に関する事業

(健康維持増進事業)

第34条 利用会員の健康維持増進を図るため、次の各号に掲げる事

業を行う。

- (1) 健康診断受診に対する補助事業
 - (2) 人間ドック受診に対する補助事業
- 2 利用補助額は、理事長が別に定める。

第3節 老後生活の安定に関する事業

(老後生活安定事業)

第35条 中小企業勤労者の充実した老後生活の安定を図るため、年金・生きがい等に関する講演会、中小企業退職金共済制度の普及啓発等を行う。

第4節 自己啓発・余暇活動に関する事業

(自己啓発事業)

第36条 中小企業勤労者の自己啓発を助長するため、NHK通信講座等を利用した学習の受講に対して補助を行う。

- 2 利用補助額は、理事長が別に定める。

(余暇活動事業)

第37条 中小企業勤労者の余暇活動を支援し、勤労者福祉の充実を図るため、次の事業を行う。

- (1) 利用会員の宿泊旅行に対する旅行補助事業
 - (2) 利用会員の観劇観賞に対する観劇補助事業
 - (3) 季節に応じた日帰り旅行その他中小企業勤労者の要望に応じた事業を企画し、勤労者等に対して提供し、中小企業勤労者相互間の親睦を図るレクリエーション事業
 - (4) 遊園施設等の入場券を購入し、利用会員に対して提供する。又遊園施設等割引券を中小企業勤労者に対してあつせんする施設利用補助事業
 - (5) 優良店舗等と契約し、中小企業勤労者が割引料金で物品等が購入できるよう利便を図る割引販売事業
- 2 その他理事長が必要と認めたときは、前項に規定する以外の事業を実施することができる。
- 3 理事長は、第1項第3号、第4号の事業を実施するにあたって、参加者又は利用者から負担金を徴収することができる。
- 4 利用補助額及び負担金額は、理事長が別に定める。

第5節 財産形成に関する事業

(財産形成事業)

第38条 中小企業勤労者の財産形成を助長するため、勤労者財産形成に係る普及啓発及び講演会等を行う。

第7章 その他の事業

(センター目的達成事業)

第39条 第3章から第6章に掲げる事業のほか、センターの目的を達成するために必要な事業を実施する。

第8章 雑 則

(規則の変更)

第40条 この規則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(委 任)

第41条 この規則に定めるもののほか、事業の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 東村山市勤労者互助会に加入していた者については、第4条に定める入会手続きを完了したものとみなす。

3 給付金は、東村山市勤労者互助会会員期間を算入して請求できる。

附 則 (平成11年9月22日規則第1号)

この規則は、平成11年9月22日から施行する。

附 則 (平成17年1月1日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日規則第1号)

この規則は、平成18年7月28日から施行する。

附 則 (平成19年1月29日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1 給付の種類及び金額（第16条）

| 給 付 の 種 類 | | 給 付 金 額 | |
|--------------------------------------|-------------------------|-------------|------------------|
| 結婚祝金 | 利用会員が結婚したとき。 | 10,000円 | |
| 出生祝金 | 利用会員に子が出生したとき。 | 5,000円 | |
| 就学祝金 | 利用会員の子が小学校に入学したとき。 | 3,000円 | |
| 傷 病 見舞金 | 利用会員が14日以上30日未満休業したとき。 | 5,000円 | |
| | 利用会員が30日以上60日未満休業したとき。 | 10,000円 | |
| | 利用会員が60日以上90日未満休業したとき。 | 15,000円 | |
| | 利用会員が90日以上120日未満休業したとき。 | 20,000円 | |
| 住宅災害 見舞金 | 火 災 等 | 全焼・全壊 | 200,000円 |
| | | 半焼・半壊 | 100,000～180,000円 |
| | | 一部焼・一部損壊 | 10,000～60,000円 |
| | 自 然 災 害 | 全壊・流失 | 60,000円 |
| | | 半壊 | 30,000円 |
| | | 床上浸水 | 2,000～30,000円 |
| | | 一部壊 | 2,000～6,000円 |
| 住宅災害により利用会員と同居する親族の死亡（1人につき） | | 10,000円 | |
| 重 度 障 害 見舞金 ・ 障 害 見舞金 | 71歳未満の 利用会員 | 交通事故による障害 | 20,000～750,000円 |
| | | 不慮の事故等による障害 | 6,000～400,000円 |
| | | すべての重度障害 | 250,000円 |
| | 71歳以上の 利用会員 | 交通事故による障害 | 20,000～625,000円 |
| | | 不慮の事故等による障害 | 6,000～275,000円 |
| | | すべての重度障害 | 125,000円 |
| 死 亡 弔慰金 | 71歳未満の 利用会員 | 交通事故による死亡 | 750,000円 |
| | | 不慮の事故等による死亡 | 400,000円 |
| | | すべての死亡 | 250,000円 |
| | 71歳以上の 利用会員 | 交通事故による死亡 | 625,000円 |
| | | 不慮の事故等による死亡 | 275,000円 |
| | | すべての死亡 | 125,000円 |
| 利用会員の配偶者が死亡したとき。 | | 50,000円 | |
| 利用会員の子が死亡したとき。 | | 10,000円 | |
| 利用会員の親が死亡したとき。 | | 5,000円 | |

別表第2 給付金請求添付書類（第28条）

| 給付の種類 | | 添付する書類 |
|---|---|---|
| 結婚祝金 | | 戸籍謄本、住民票、婚姻届受理証明書等、法律上の婚姻日が確認できるもの |
| 出生祝金 | | 住民票、戸籍謄本等、出生の事実を証明する書類 |
| 就学祝金 | | 入学通知書もしくは就学の事実を証明する書類又は子の生年月日を確認できる健康保険証等 |
| 傷病見舞金 | | 医師の診断書又は健康保険等の傷病手当金の請求書等、傷病による休業期間が確認できる書類 |
| 住宅見 災舞 害金 | 火災等・自然災害 | ①住宅災害等共済金請求書 ②関係官署の罹災証明 |
| | 同居親族の死亡 | ①住宅災害等共済金請求書 ②医師の死亡診断書、死体検案書等、死亡日・死因が確認できる書類 |
| 重 度 障 害 障 見 害 舞 見 金 舞 ・ 金 | 交通事故による 重度障害及び障害 | ①本人死亡・後遺障害共済金請求書 ②医師の後遺障害診断書（所定の用紙） ③交通事故である証明書 |
| | 不慮の事故等による 重度障害及び障害 | ①本人死亡・後遺障害共済金請求書 ②医師の後遺障害診断書（所定の用紙） ③不慮の事故等である証明書 |
| | すべての重度障害 | ①本人死亡・後遺障害共済金請求書 ②医師の後遺障害診断書（所定の用紙） |
| 死 亡 弔 慰 金 | 会 員 交通 事 故 に よ る 死 亡 | ①本人死亡・後遺障害共済金請求書 ②医師の死亡診断書、死体検案書またはその他公的機関で発行される死亡日・死因の記載のある証明書 ③交通事故である証明書 ④死亡会員と共済金受取人の関係を証明するもの ⑤共済金受取人が同順位に複数いる場合、委任状および印鑑証明書 |
| | | 不慮の事故等 |
| | 人 すべての死亡 | ①本人死亡・後遺障害共済金請求書 ②医師の死亡診断書又は死体検案書等死因および死亡日の確認できるもの ③死亡会員と共済金受取人の関係を証明するもの ④共済金受取人が同順位に複数いる場合、委任状および印鑑証明書 |
| 配偶者・子・親 | | 戸籍謄本等、会員との関係と死亡の確認できる証明書 |

注) 上記書類以外に状況によりその他の書類の提出を求める場合がある。